②経済的な子育て支援の充実	
・子ども手当を支給する。	厚生労働省
・幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園児の保護者の所得状況に応じて、負担の軽減を図る幼稚園就園奨励事業を推進するとともに、保育所の保育料については、家計に与える影響を考慮して決定する。	文部科学省、厚生労働省
・産前・産後・育児期における就業中断中においても安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠から保育サービスまで切れ目なく給付が受けられる仕組みとして、産前・産後・育児休業中の現金給付の一体化を、実施方法と合わせて検討する。	内閣府、厚生労働省
③保育サービスの整備等	
・「子ども・子育てビジョン」に基づき、潜在的需要にも対応した保育所待機児童の解消を目指す。	厚生労働省
・働き方の多様化などによる保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、早朝・夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。	内閣府、厚生労働省、経済産業省
・事業所内保育施設の設置・運営、気軽に利用できる子育て支援拠点の整備の推進等、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等を充実する。また、保育サービスの質の向上と情報提供を推進し、適切なサービスの選択が行われるようにする。	厚生労働省、経済産業省
・非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する仕組みの導入を検討する。	内閣府、厚生労働省
④放課後子どもプランの推進	
・就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう受入児童数の拡充を図る。	厚生労働省
・放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す。	文部科学省、厚生労働省
⑤地域における子育て支援の拠点等の整備	
・就業の有無に関わらず、子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備する地域子育て支援拠点事業を推進する。	厚生労働省
・幼稚園の施設や機能を地域に開放し、地域の実情に応じた子育て相談や保護者同士の交流の場の提供等を推進する。また、通常の教育時間終了後も引き続き希望する園児を預かるなど、幼稚園の運営の弾力化を図る。	文部科学省
・就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の一時的に子育てが困難となる際の保育等に対応する一時預かりサービスを拡充する。	厚生労働省
・急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進める。	厚生労働省
・高齢者の就業機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、子育てや教育分野に関しても、地域の実情に応じて事業を実施する。	厚生労働省
・各市町村が展開している様々な子育て支援事業について、地域のニーズを踏まえた取組が推進されるよう、支援の充実を図る。	厚生労働省
⑥地域住民等の力を活用した子育て環境の整備、交流の促進	
・子どもや高齢者を含めた地域の人々の交流の機会を設けることにより、地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育む環境を醸成する。	文部科学省、厚生労働省
・地域に根ざして子育て支援活動を行っているＮＰＯなどに、各種子育て支援に関する情報提供や活動場所の確保等の支援を行う。	内閣府、厚生労働省
・地域での子育て支援等、社会的な課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネスについて、先進的な事業ノウハウ等を他地域に展開して新たな事業者の創出を促進する取組等の支援を行う。	経済産業省
・全ての親が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、地域人材の養成や、子育て経験者、教職員経験者、民生委員・児童委員等の地域人材から構成される家庭教育支援チームの設置、学校等と連携した親への学習機会の提供・相談対応など、地方公共団体等が行う、地域の教育力を活かした子育てや家庭教育の支援における取組が促進されるよう支援する。	文部科学省
⑦子育てのための生活環境の整備	
・子育て世帯向けの広くゆとりある住宅の確保や、世代間が互いに助け合いながら充実した住生活を実現するための近居等を支援する。また、職住近接で子育てのしやすい都心居住や、公的賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進する。	国土交通省
・子どもの身近な遊び場や子育て中の親の交流の場などとして利用できる都市公園の整備を推進する。	国土交通省
・安心して子育てができるよう、交通規制の実施や交通安全施設の整備の推進等による安全な道路交通環境の整備やチャイルドシートを容易に入手し、正しく使用できる環境づくり等に努める。	内閣府、警察庁
・妊婦、子ども及び子ども連れの人などが利用する建築物、公共交通機関及び道路や公園等の公共施設について、段差の解消等のバリアフリー化を推進する。	国土交通省
・妊婦及び子ども連れ等に対するバリアフリー環境の整備を推進するため、バリアフリー教室の開催に努め、「心のバリアフリー社会」を実現する。さらに、鉄道駅等の旅客施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を推進する。	内閣府、国土交通省
イ　多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実	
・介護支援策の充実を図るため、第８分野（高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備）の関連する施策の推進を図る。	関係府省

3　働く男女の健康管理対策の推進

施策の基本的方向	
職場において健康が確保される環境を整備することは、男女ともに能力発揮を促進するという観点に加え、生涯を通じた健康確保の観点から重要な課題である。特に、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保等の観点からも重要な課題である。殊に、妊娠中及び出産後も継続して働き続ける女性が増加していることに鑑み、これら女性労働者が引き続きその能力を十分に発揮する機会を確保するための環境を整備する。	
具体的施策	担当府省
ア　メンタルヘルスの確保	
・長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保等、職場における健康管理を進める。	厚生労働省
イ　女性労働者の母性保護及び母性健康管理	
・労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について、関係機関と連携しつつその周知徹底を図る。特に、妊娠中又は出産後の女性労働者が医師等から指導を受けた場合、事業主は通勤緩和、休憩、休業等必要な措置を講じなければならないことについて広く周知する。また、事業所の規模等に応じた母性健康管理体制の整備に対する支援、相談、情報提供体制の充実を図る。さらに、女性特有の健康状況に応じた情報提供などの生涯を通じた女性の健康支援施策との連携についても留意する。	厚生労働省
ウ　妊娠・出産する女性の就業機会確保	
・妊娠・出産を理由とする不利益取扱いに対する周知啓発、厳正な対応等を推進することで、妊娠・出産する女性の就業機会確保を徹底する。	厚生労働省